

京都府立体育館条例

昭和 46 年 7 月 30 日

京都府条例第 21 号

(設置)

第 1 条 府民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、スポーツの振興を図り、あわせて行事、催物その他の用に供することを目的として、京都府立体育館(以下「体育館」という。)を京都市北区大將軍鷹司町に設置する。

(利用者の責務)

第 2 条 体育館の利用者は、館内の秩序を尊重し、この条例、この条例に基づく規則その他管理者の指示に従わなければならない。

(使用の承認)

第 3 条 体育館の施設および付属設備を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、体育館の使用を不相当と認めるときは、使用の承認をしないことができる。

3 知事は、体育館の管理上必要があると認めるときは、第 1 項の承認に条件を付することができる。

(承認の取消し等)

第 4 条 知事は、次の各号の一に該当するときは、使用の承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは停止させることができる。

(1) 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、第 2 条の規定に違反したとき。

(2) 使用者が、承認の内容またはこれに付された条件に違反したとき。

(3) その他管理上やむをえない理由があると認めるとき。

(使用料)

第 5 条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用の承認を受けると同時に納付しなければならない。ただし、知事が特に認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事は、規則の定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第 6 条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則の定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(罰則)

第7条 次の各号の一に該当する者は、1万円以下の過料に処する。

(1) 第2条の規定に違反し、管理者の指示に従わない者

(2) 第3条第1項の規定に違反して使用した者

2 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、体育館の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第5条関係)

				使用時間						
				午前の部	午後の部	夜の部	全日			
				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで			
競技場	第1競技場	全面使用	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	14,900	19,700	24,900	53,600
					土曜日、日曜日及び休日	17,700	23,500	29,800	63,900	
				その他の催物に使用する場合	平日	59,300	78,300	99,500	213,400	
				土曜日、日曜日及び休日	71,000	93,700	119,400	255,700		
			入場料を徴収し、又はこれに類する取扱いをする場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	45,400	19,700	24,900	53,600	
				土曜日、日曜日及び休日	54,400	23,500	29,800	63,900		
				その他の催物に使用する場合	平日	148,200	78,300	99,500	213,400	
		土曜日、日曜日及び休日	169,800	93,700	119,400	255,700				
	営利を目的とする場合		平日	235,100	310,400	395,000	846,500			
		土曜日、日曜日及び休日	283,000	373,500	475,400	1,018,700				
	部分使用				4,900	6,300	8,000	17,300		
	第2競技場	全面使用	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	5,900	7,800	9,900	21,200
					土曜日、日曜日及び休日	7,100	9,400	11,900	25,600	
				その他の催物に使用する場合	平日	9,000	11,700	14,900	32,000	
			土曜日、日曜日及び休日	10,700	14,100	17,900	38,400			
入場料を徴収し、又はこれに類する取扱いをする場合			アマチュアスポーツに使用する場合	平日	5,900	7,800	9,900	21,200		
			土曜日、日曜日及び休日	7,100	9,400	11,900	25,600			
			その他の催物に使用する場合	平日	10,700	14,100	17,900	38,400		
	土曜日、日曜日及び休日	12,900	17,000	21,500	46,300					
営利を目的とする場合		平日	17,700	23,500	29,800	63,900				
	土曜日、日曜日及び休日	21,700	28,700	36,500	78,200					
部分使用				2,800	3,700	4,700	10,100			
トレーニング場(個人の使用に限る)				350	350	350	350			
会議室	第1会議室			1,300	1,500	1,500	3,900			
	第2会議室			3,700	5,900	5,900	14,000			
	第1競技場の全面使用との併用使用			1,300	1,500	1,500	3,900			
	第3会議室			2,200	2,800	2,800	7,000			
	第4会議室			3,700	5,900	5,900	14,000			
第1競技場の全面使用との併用使用			1,300	1,900	1,900	4,600				
附属設備				各付属設備ごとに、1使用時間区分2万円(全日については、6万円)を超えない範囲内において規則で定める額						

備考

- 特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合は、催物の種類に応じて、この表の定める額のそれぞれ2分の1に相当する金額を上限とする。
- 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する使用料の額は、午前の部については午後の部の額を、午後の部、夜の部及び全日については、夜の部の使用料の額をそれぞれ基準として知事が定める。この場合において、1時間未満は1時間と見なす。
- 知事が指定する場所を個人使用する場合における使用料の額は、トレーニング場の使用料の額と同額とする。
- 第1競技場の冷暖房施設を使用するときは、実費相当額として知事が定める額を加算する。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

(参考資料2)

京都府立体育館条例施行規則

昭和46年8月31日
京都府規則第30号

(開館時間等)

- 第1条 京都府立体育館(以下「体育館」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 体育館の休館日は、次のとおりとする。
- (1) 毎週水曜日
 - (2) 1月1日から同月4日までおよび12月28日から同月31日まで
- 3 館長は、体育館の管理のため必要があるときは、臨時に、前2項に規定する開館時間または休館日を変更することができる。
- 4 館長は、前項の規定により開館時間または休館日を変更しようとするときは、事前に、その旨を掲示しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(附属設備の使用料)

- 第2条 附属設備の使用料の額は、別表第1のとおりとする。

(条例別表備考の使用料)

- 第3条 京都府立体育館条例(昭和46年京都府条例第21号。以下「条例」という。)別表備考2および4に規定する使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(個人使用料等の徴収方法)

- 第4条 次に掲げる使用料の徴収は、現金と引換えに使用券を交付することによつて行うものとする。
- (1) トレーニング場を使用する場合の使用料
 - (2) 知事が指定する場所を個人が使用する場合の使用料
 - (3) 附属設備を追加使用する場合の使用料。ただし、当該使用料の合計額が800円以下の場合に限る。
- 2 使用券には、体育館の名称、使用券の種類、使用料の額、有効期間及び発行年月日を記載するものとする。
- 3 別表第1に掲げる附属設備のうちコインロッカーを使用する場合の使用料の徴収は、使用者が硬貨の投入口に硬貨を投入することによつて行うものとする。この場合においては、館長が特に必要と認めるときを除き、領収書は交付しない。

(使用料の還付)

- 第5条 条例第5条第3項ただし書の規定により、使用料を還付する場合およびその還付する割合は、次のとおりとする。

- (1) 公用または管理上の都合により使用の承認を取り消したとき 10分の10以内
- (2) 災害その他不可抗力の理由により使用ができなくなったとき 10分の8以内
- (3) 第1競技場(第2競技場または会議室の併用使用の場合を含む。)については、使用の日から2箇月前までに、その他については使用の日の14日前までに使用承認の取消しを申し出て、相当の理由があると認められたとき 10分の5以内

(使用料の減免)

第6条 競技場及び会議室の使用料を免除する場合及びその免除する額は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学若しくはこれに準じる学校(以下「大学等」という。)の教育課程における活動(以下「教育活動」という。)又は大学等の長が認める課外活動(教育活動以外の活動をいう。以下同じ。)及び地方公共団体又はスポーツの振興を目的とする団体による大学等の学生又は生徒を対象とするスポーツの競技会、講習会その他これらに類する催し 条例の規定に基づき算定した額に100分の25を乗じて得た額
- (2) 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは高等専門学校若しくはこれらに準じる学校(以下「小学校等」という。)の教育活動若しくは小学校等の長が認める課外活動又は同条に規定する幼稚園若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所による保育活動及び地方公共団体又はスポーツの振興を目的とする団体による小学校等の児童、生徒若しくは学生又は学齢に達しない者を対象とするスポーツの競技会、講習会その他これらに類する催し 条例の規定に基づき算定した額に100分の50を乗じて得た額
- (3) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の教育活動又は同条に規定する特別支援学校の長が認める課外活動 条例の規定に基づき算定した額に100分の60を乗じて得た額
- (4) 60歳以上の者を対象とする高齢者の福祉の増進を図るための競技会、講習会その他これらに類する催し 条例の規定に基づき算定した額に100分の25を乗じて得た額
- (5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳を所持する者(以下「障害者」という。)を対象とする障害者の福祉の増進を図るための競技会、講習会その他これらに類する催し 条例の規定に基づき算定した額に100分の50を乗じて得た額

(遵守事項等)

第7条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は使用の承認を受けた体育館の施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を転貸してはならない。

- 2 体育館においては、公の秩序又は善良な風俗に反する行為をしてはならない。
- 3 体育館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 宣伝、物品の販売、募金その他これに類する行為(事前に館長の承認を得た場合を除く。)

(2) その他館長が体育館の管理上必要と認めて禁止する行為

4 館長は、体育館の管理上必要と認める場合又は体育館の秩序を維持するため必要と認める場合は、前2項の規定に違反する者に対し、退館を命じることができる。

(模様替え等)

第8条 使用者は、体育館の使用に際し、施設等を模様替えし、又はこれらに設備等を付加しようとするときは、事前に館長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、施設等の使用を終わつたとき(使用の承認を取消し、又は使用を制限し、若しくは停止されたときを含む。)は、直ちに、施設等を原状に復し、館長の検査を受けなければならない。

(権限の委任)

第10条 次に掲げる知事の権限は、館長に委任する。

(1) 条例第3条の規定による使用の承認

(2) 条例第4条の規定による承認の取消し、使用の制限及び使用の停止

(3) 条例第5条第2項ただし書の規定による使用料の納付

(4) 条例第6条の規定による使用料の減免

(5) 条例別表備考3の規定による場所の指定

第11条 条例及びこの規則で定めるもののほか、体育館の管理について必要な事項は、館長が定める。

別表第1(第2条関係)

附属設備の使用料

区分	附属設備器具名	単位	1使用時間区 分の使用料	全日使用の 使用料	摘要
体育 設備 及び 器具	マット	1枚	60	150	ウレタンマットを含む。
	バスケット競技用具	1式	1,500	3,800	ファウル指示板、信号器、30秒タイマー及びストップウォッチをいう。
	移動式バスケット台	1対	940	2,400	
	つりさげ式バスケット台	1対	310	780	
	バレーボール用支柱	1組	310	780	ネットを含む。
	卓球台	1台	150	380	サポートネットを含む。
	バドミントン用支柱	1組	150	380	ネットを含む。
	バドミントンフロアコート	1組	1,300	3,300	同上
	ハンドボール用ゴール	1組	310	780	同上
	テニス用支柱	1組	310	780	同上
	盲人用卓球台	1組	10	30	
	スラローム・障害走用具	1式	10	30	
	ボール類	1個	80	200	バレーボール用、バスケットボール用及びハンドボール用のボールをいう。
	卓球ラケット	1本	50	130	
	バドミントンラケット	1本	80	200	
	テニスラケット	1本	150	380	
	得点板	1台	80	200	
	防球スクリーン	1台	20	50	
	審判台	1台	80	200	
	ストップウォッチ	1個	80	200	
	ロンパー	1台	310	780	
	ダイバー	1台	310	780	
	トランポリン	1台	630	1,600	
	電光式得点表示器	1対	780	2,000	
	スポーツテスト用測定機器	1式	310	780	
	その他体育用具	1個	80	200	
	舞台 設備 及び 器具	舞台用ステージ	1台	470	1,200
演壇		1台	630	1,600	
わき演壇		1台	310	780	
音響 設備 及び 器具	拡声装置	1式	1,500	3,800	マイクロホン1個付き
	会議室用拡声装置	1式	780	2,000	マイクロホン1個付き
	マイクロホン	1個	470	1,200	

	ポータブルレコードプレーヤー	1台	470	1,200	
照明設備及び器具	リングライト	1式	1時間 2,300		
	スポットライト 1KW	1台	310	780	
	スポットライト 2KW	1台	470	1,200	
	照明用仮設台	1台	780	2,000	
	移動式黒板	1枚	60	150	
その他の設備及び器具	移動式鏡	1面	60	150	
	ピアノ	1台	2,300	5,800	
	1人用折りたたみ式い	1脚	40	100	
	3人用折りたたみ式い	1脚	80	200	
	長机	1脚	80	200	
	改札用机	1脚	80	200	
	コインロッカー	1区画	1回 20		
	シャワー	1室	1時間 1,500		温水を使用する場合に限る。

備考 この表に定めるもののほか、使用者が器具等を持ち込んだため、特に費用を要することになった場合においては、当該費用を徴収する。(なお、現在使用不可能なものは、別表から除外している。)

別表第2(第3条関係)

[条例別表備考に規定する使用料](#)

種別	使用料
承認を受けた使用時間区分を超える使用	延長使用時間1時間につき、承認を受けた使用時間区分の次の使用時間区分(夜の部及び全日については、夜の部)の使用料の額に10分の3を乗じて得た額
第1競技場の暖房施設の使用	1時間につき 15,000円
第1競技場の冷房施設の使用	1時間につき 22,000円

京都府立体育館管理規程

(趣旨)

第1条 この規定は、京都府立体育館条例(昭和46年京都府条例第21号。以下「条例」という。)及び同条例施行規則(昭和46年京都府規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか京都府体育館(以下「館」という。)の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定により館の施設及び付属設備(以下「施設等」という。)の使用の承認を受けようとする者は、施設にあっては京都府立体育館使用承認申請書(別記第1号様式)を、付属設備にあっては京都府立体育館付属設備使用承認申請書(別記第2号様式)を館長に提出しなければならない。

2 前項の施設等の使用承認申請書の受付期間、受付日及び受付時間は、次のとおりとする。ただし、館長において相当の理由があり、かつ、館の管理及び運営に支障がないと認めるときはこの限りでない。

(1) 受付期間

施設名	受付期間
競技場の2使用時間区分以上の全面使用 (会議室の併用使用を含む)	使用の月の6箇月前の月の1日(4月1日から8月31日までの間に使用する場合には、同年の2月16日)から使用の日の10日前まで
競技場の1使用時間区分の全面使用及び部分使用	使用の月の1箇月前の1日から使用の日の前日まで
会議室	
トレーニング場	使用する日

(2) 受付日

休日、日曜日及び休館日以外の日

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで(土曜日は午前9時から正午まで)

ただし、トレーニング場は、各使用時間区分の開始時間から終了時間の1時間まで

(使用承認書の交付)

第3条 館長は、施設の使用を承認したときは京都府立体育館使用承諾書(別記第1号の2様式)を、付属設備の使用を承認したときは京都府立体育館付属設備使用承認書(別記第2号の2様式)を、それぞれ申請者に交付する。

2 規則第4条第1項の規定による使用券は、別記第3号様式による。

(使用時間の延長)

第4条 使用者が承認を受けた使用時間を延長して使用しようとする場合は、あらかじめ京都府立体育館使用時間延長承認申請書(別記第4号様式)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の申請を承認したとき、当該申請書の写しに承認印を押印し、これを申請者に交付する。

3 使用者は、前項の承認を受けようとするときは条例別表に規定する使用料を納付しなければならない。

(事前の調整)

第5条 館長は、施設の使用の競合を緩和するため、競技場の全面使用(会議室の併用使用を含む。)及び部分使用の使用承認について、事前の調整を行うことができる。

(使用の不承認)

第6条 条例第3条第2項の規定により承認しない場合は、次のとおりとする。

(1) 社会の公益を害し、または風紀をみだすおそれがあると認められるとき

(2) 館の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき

(3) 館の管理及び運営上支障があると認められるとき

(4) その他館長が館の設置目的からみて不適当であると認められるとき

(使用料)

第7条 条例第5条第2項ただし書の規定により、使用の承認と同時に使用料を納付しなくてもよい場合は、次のとおりとする。

(1) 国及び公共団体が使用する場合

(2) 館長が特に必要と認めた場合

(使用承認の取消し)

第8条 使用承認を受けた者が使用しない場合には、京都府立体育館使用承認取消届(別記第5号様式)を、直ちに館長に提出しなければならない。

(使用料の還付申請)

第9条 条例第5条第3項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、京都府立体育館使用料還付申請書(別記第6号様式)を館長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 条例第6条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、京都府立体育館使用料減免申請書(別記第7号様式)を館長に提出しなければならない。

2 前項の使用料減免申請は、館の施設の使用申請と同時にしなければならない。

(スポーツ振興事業)

第11条 スポーツ振興事業の開催については、別に定めるところによる。

2 スポーツ振興事業の参加者は、別に定めるものを除くほか、参加券(別記第8号様式)の交付を受けて、参加しなければならない。

(行為の制限)

第12条 規則第7条第3項第2号の規定により、館において禁止する行為は、次に掲げるものとする。

(1) 館の施設又は付属設備を損傷するおそれのある行為

(2) 競技場及び観客席において喫煙及び飲食する行為

(3) 館内へげた履きで入る行為

(4) 競技場へ土足で入る行為 (競技場にフロアシートを敷いて使用する場合はハイヒール履き以外はこの限りでない。)

(5) 館内で火気を使用する行為 (事前に館長の承認を受けた場合を除く)

(館内行為及び行事实施計画書の承認申請)

第13条 規則第7条第3項第1号に規定する行為について、館長の承認を受けようとする者は京都府立体育館館内行為承認申請書 (別記第9号様式) を館長に提出しなければならない。

2 規則第8条に規定する行為について、館長の承認を受けようとする者及び館長が必要と認めた催物に使用する者は、行事实施計画書 (別記第10号様式) を館長に提出しなければならない。

(職員の入場)

第14条 館長は、館の管理上必要と認める場合又は館の秩序を維持するため必要と認める場合は、使用中の施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(損害の賠償)

第15条 館の施設等を破損又は汚損した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(免 責)

第16条 条例第4条の規定により館の使用の承認を取消し、使用を制限し又は使用を停止した場合において、使用者に損害が生じることがあっても、館は、その責を負わない。

京都府立体育館運営要領

(趣旨)

第1条 京都府立体育館(以下「館」という。)の運営については、京都府立体育館条例(以下「条例」という。)同条例施行規則(以下「規則」という。)及び京都府立体育館管理規程(以下「規程」という。)に定めるもののほかこの要領によるものとする。

(用語の定義)

第2条 条例別表に規定する用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「営利を目的とする場合」とは、入場料等の徴収の有無を問わず、利益を得ることを目的として使用する場合をいう。
- (2)「入場料を徴収し、又はこれに類する取扱いをする場合」とは、入場券、会員券又は整理券(これに類するものを含む。)の券面金額が100円を超える場合をいう。
- (3)「アマチュアスポーツ」とは、物質的利益を目的のために競技し、又は他人に教授する者以外の者が行う身体運動及び運動競技をいう。ただし、催物の内容が、身体運動及び運動競技以外の催しと併存するときは、本号でいう身体運動及び運動競技が使用時間の過半を占めている場合は「アマチュアスポーツ」とみなす。
- (4)「部分使用」とは、第1競技場においては3分の1区画、第2競技場においては2分の1区画の専用使用をいう。
- (5)「知事の指定する場所」とは、館長が、館の管理上必要と認める日を除き、館内において指定する場所をいう。この場合において、館長は、事前にその旨を公表しなければならない。

2 規則第6条に規定する用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「これに準じる学校」とは、学校教育法第82条の2に規定する専修学校(同法第82条の3に規定する一般課程のものを除く。)及び京都朝鮮第1初級学校その他の外国人学校をいう。
- (2)「スポーツの振興を目的とする団体」とは、スポーツの振興を目的とすることを定款、規約等に定め、かつ、概ね2年以上の継続的な活動を行う団体(法人格の有無は問わないが、営利を目的とする団体を除く。)をいう。
- (3)「その他これに類する催し」とは、練習等をいう。
- (4)「対象とする」とは、使用者数のうち、学生、生徒、児童、学齢に達しない者、高齢者及び障害者が2分の1以上である場合をいう。

3 規程第2条に規定する「使用時間区分」とは条例第5条別表の使用時間の区分をいう。

(休館日の変更)

第3条 規則第1条第3項の規定により休館日を変更することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 休館日が休日と重なった場合
- (2) 国際試合又はこれに準ずるものに使用する場合

- (3) 競技場を 3 日以上連続して 2 使用時間区分以上全面使用する場合
 - (4) その他館長が特に必要と認めた場合
- 2 前項の規定により休館日を変更する場合は、同一週内に代替の休館日を設けなければならない。ただし、館長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(事前の調整)

第4条 規程第5条の事前の調整は、年間調整及び抽選とする。

(年間調整)

第5条 競技場の全面使用（会議室の併用使用を含む。以下同じ。）を希望する者は、使用の日を含む年度の前の年度の12月1日から12月25日までに、京都府立体育館仮使用申請書（別記第1号様式）を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の仮使用申請書に基づき必要な調整を行い、申請者ごとの使用日時及び施設を仮に決定し、申請者に別記第2号様式で通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた申請者は、受付期間内のできるだけ早い日に使用承認を受けるものとする。ただし、当該事業が広告・宣伝、入場券等の発売を伴う場合は、これらの行為を行う前に使用承認を受けなければならない。使用承認申請は直接来館して行うものとし、電話、郵送等による申請は受け付けない。

(抽 選)

第6条 競技場の部分使用を希望する者は、受付期間の初めの受付日に実施する抽選による調整に参加するものとする。ただし、調整後の残余の使用時間区分を使用しようとする場合はこの限りでない。

- 2 前項の抽選の受付時間は午前8時30分から午前9時までとする。
- 3 第1項の抽選により当選した者は、抽選直後に使用承認申請を行い、使用料を納付しなければならない。

(使用承認の期限)

第7条 競技場の全面使用の承認を受けようとする者で、規程第2条第2項第1号の受付期間内に使用申請できないため、規程第2条第2項のただし書きの適用を受ける場合は使用する日の前日（前日が日曜日、休日及び休館日の場合は前々日）までに承認を受けなければならない。

(使用承認回数の制限)

第8条 館長は、使用者の競合を緩和するため、同一団体が1箇月に使用する回数を制限することができる。

(使用承認の順位)

第9条 事前の調整を経て行う使用承認は、次の順位で行うものとする。

- (1) 国際試合、全国大会及びこれらに準ずるもの
 - (2) 近畿ブロック大会及びこれらに準ずるもの
 - (3) 府大会及びこれらに準ずるもの
 - (4) 地域・職域等の大会及び練習会
 - (5) 学生又は生徒の練習会等
- 2 第1項各号の同一順位内で競合する場合の順位は、次により取り扱うものとする。
- (1) 公共的非営利団体が主催するもの

(2) その他

3 館長は、事前の調整に先立ち、京都府又は京都府教育委員会の主催事業で、館で行うことが適当と認められるときは、その事業に対し、仮決定をすることができる。

4 第2競技場の使用承認は、第1競技場と併用して使用する場合は優先するものとする。

(使用条件)

第10条 館の使用の承認には、条例第3条第3項の規定により、次の条件を付するものとする。

(1) 行事实施計画書の提出が必要な催物に使用する場合は、行事实施計画書に基づいて使用しなければならない。

(2) 競技場及び会議室を使用する場合の準備並びに使用後の原状回復は、すべて借用人において実施するとともに、承認された時間内に完了しなければならない。

(3) 特別な設備を設けた場合において、人身その他の事故が生じた場合、館はその責を負わない。

(トレーニング場の受付)

第11条 館長は、トレーニング場の入場人員が別に定める人員に達したときは、その人員を下回るまで受付を中止するものとする。

2 トレーニング場の使用は中学生以上を対象とする。

京都府立体育館 スポーツクラブ登録制度要項

(趣 旨)

第1条 京都府立体育館スポーツクラブ登録制度要項(以下「要項」という。)は、京都府立体育館スポーツクラブ登録制度(以下「登録制度」という。)の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(制度の目的)

第2条 登録制度は、スポーツクラブの円滑な運営をとおして、府民の自発的なスポーツ活動が促進し、本府のスポーツ振興に資することを目的とする。

(定 義)

第3条 この要項において「スポーツクラブ」とは、継続的にスポーツ活動を行う個人で結成された集団をいう。

(方 針)

第4条 館長は、スポーツクラブの自発的・継続的な活動に協力し、その円滑な運営とより充実した活動に資するため、館の諸条件の整備につとめるものとする。

(施 策)

第5条 当館におけるスポーツクラブ育成のための施策は、原則として次のとおりとする。

(1) 館長が登録を承認したスポーツクラブ(以下「登録クラブ」という。)で組織された、京都府立体育館登録スポーツクラブ協議会(以下「クラブ協議会」という。)の育成。

(2) クラブ協議会を通じた登録クラブの育成

(3) 指導要請を行った登録クラブの育成

(登録承認の申請)

第6条 登録を希望するスポーツクラブは、京都府立体育館スポーツクラブ登録承認申請書(別記第1号様式)を提出し、館長の承認を受けなければならない。

2 承認された内容に変更が生じた場合は、京都府立体育館スポーツクラブ登録変更承認申請書(別記第2号様式)を提出し、館長の承認を受けなければならない。ただし、少数の会員の追加又は削除の場合は、届出のみとする。

(登録承認書の交付)

第7条 館長は、スポーツクラブの登録の承認したときは京都府立体育館スポーツクラブ登録承認書(別記第3号様式)を、登録クラブの登録内容の変更を承認したときは京都府立体育館スポーツクラブ登録変更承認書(別記第4号様式)を、それぞれ交付するものとする。

(登録の取り消し)

第8条 館長は、登録クラブが登録クラブとして不適当と認めるとき、及びクラブ協議

会がクラブ協議会の会員として不相当と認め、その旨を通知してきたときは、登録承認を取り消すことができる。

- 2 館長は、登録クラブの登録承認を取り消すとき、その理由を付して、文書で当該クラブに代表者に通知しなければならない。

(登録クラブの要件)

第9条 館長の登録承認を受けようとするスポーツクラブは、次の各要件を備えなければならない。

- (1) 他の登録クラブと明確に区別できるクラブの名称を持つこと。
- (2) 実施する種目を明確にすること。
- (3) クラブの活動目的を明確にすること。
- (4) 代表者は京都府民であること。
- (5) 10名以上の継続して活動する会員を持ち、その3分の2以上が京都府民であること。
- (6) 会員は児童、生徒及び学生以外で構成されていること。

(クラブ協議会)

第10条 登録クラブは、クラブ協議会に入会するものとする。

- 2 クラブ協議会に入会したスポーツクラブは、クラブ協議会の定める会則及び決議を遵守しなければならない。
- 3 クラブ協議会の会則は、館長の指導のもとに、クラブ協議会が別に定める。

(クラブ協議会と体育館の関係)

第11条 クラブ協議会が要請すれば、館長は、クラブ協議会の計画する事業を共催又は後援することができる。

- 2 クラブ協議会の事業を共催又は後援することが決定した場合、この事業を、京都府立体育館スポーツ振興事業開催要項に基づくスポーツ振興事業に準ずるものとみなす。

(登録承認の有効期間)

第12条 登録承認の有効期間は、館長が登録を承認した日から、その年度の末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録クラブが登録承認の有効期間内に、京都府立体育館スポーツクラブ登録継続届(別記第5号様式)を提出し受理された場合は、登録承認の有効期間は次の年度の末日まで延長するものとする。

附則 昭和53年4月1日 施行

平成 3年8月1日 一部改正

京都府立体育館スポーツボランティア協議会会則

(名 称)

第 1 条 京都府立体育館スポーツボランティア協議会『はぐくみ』
(以下「はぐくみ」という)と称す。

(事務所)

第 2 条 「はぐくみ」の事務所は京都市北区大將軍鷹司町 京都府立体育館内に置く。

(目 的)

第 3 条 「はぐくみ」は、スポーツ活動に進んで参加できる環境づくりをめざして、各会員が自主的でしかも日常的・継続的にスポーツにおけるボランティア活動を行うことを目的とする。

(組 織)

第 4 条 「はぐくみ」は、京都府立体育館が主催するスポーツボランティア養成講座を修了した者を中心に登録した会員(以下「会員」という)で組織する。

(業 務)

第 5 条 「はぐくみ」は、第3条の目的を達成するために次に掲げる諸事業を行う。
(1) 高齢者及び障害者のスポーツ活動および他団体が開催する
のスポーツ活動の支援
(2) 会員の資質向上のための各研修会、講習会
(3) その他、目的達成のために必要な事業

(役 員)

第 6 条 1 「はぐくみ」には、次の役員を置く。
理事 5～7名(会長、副会長、会計、事務局長を含む)
会計監査 2名
名誉会長、顧問、アドバイザー等を置くことができる。
2 理事及び会計監査は総会で選出する。
(1) 会長は理事の互選とする。
(2) 副会長、事務局長は会長の指名とし理事会の承認を受けるものとする。
(3) 名誉会長、顧問、アドバイザーは理事会の推薦に依り会長が委任する。

(役員 の 職 務)

第 7 条 役員 の 職 務 に つ い て は 次 の 通 り と す る 。
1 会長は本会の業務を総括しこの会を代表する。
2 副会長、事務局長は会長を補佐し、会長の事故あるときはあらかじめ指名した順序で、その職務を代行するものとする。
3 会長は理事会を組織し、総会の決議事項及びその他日常の業務を処理する。
4 理事は会長の指示のもと会務を処理する。
5 会計監査は本会の財産について監査する。

6 本会には事業遂行上必要と認めた場合、各種委員会等置くことができる。

(役員 の 任期)

第 8 条 役員 の 任期 は、2 年 と する。
(再 任 は、妨 げ な い)

(会 議)

第 9 条 1 「はぐくみ」の会議は、総会・理事会とする。
2 総会は、会員及び役員で構成し、会長がこれを招集し主宰する。
3 総会は、毎年1回とし、必要に応じて臨時総会を召集することができる。
4 理事会は会長が必要に応じて召集し主宰する。

(総 会 の 権 限)

第 10 条 次 の 事 項 に つ い て は、総 会 に 提 出 し て そ の 承 認 を 受 け な け れ ば な ら ない。
1 会則及び諸規定の改訂。
2 事業計画及び収支予算案。
3 事業報告及び収支決算報告。
4 役員 の 選 任 及 び 解 任。(理 事 並 び に 会 計 監 査)
5 財産に関すること。
6 本会の解散。

(会 議 の 運 営)

第 11 条 1 総会・理事会は、有資格者の過半数(委任状出席も含む)の出席がなければ開催できない。
2 会議の議決は出席者の過半数を以て決する。
3 会議の議長は、会長、副会長または理事がこれにあたる。

(会 費)

第 12 条 会費は、年額 金 1 , 5 0 0 円 を 納 付 し な け れ ば な ら ない。

(経 費)

第 13 条 「はぐくみ」の経費は、次に掲げるものをもって充てる。
1 会費
1 寄附金品
1 「はぐくみ」の主催する事業への参加料
1 その他の収入

(事 業 年 度)

第 14 条 「はぐくみ」の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

附 則 この会則は、平成11年11月 1 日 から 施 行 す る。
平成13年 4 月 8 日 一 部 改 訂
平成14年 4 月 2 7 日 一 部 改 訂
平成19年 5 月 1 3 日 一 部 改 訂

京都府体育施設協会規約

(名称)

第 1 条 この協会は、京都府体育施設協会（以下「協会」という）と称する。

(事務所)

第 2 条 協会の事務処理をするため、事務局を京都市内に置く。

(目的)

第 3 条 協会は、京都府内における体育施設の適正な運営について協議し、体育の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第 4 条 この規約において「体育」とは、体育、スポーツ及びレクリエーションをいう。

(事業)

第 5 条 協会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) (財)日本体育施設協会の維持会員としての各種事業
- (2) 会員、体育施設の管理者等の相互の連絡と体育施設の調査・研究事業
- (3) 体育施設の運営について、関連団体の詰問に対する意見の具申
- (4) その他協会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第 6 条 協会は、次に掲げるもの（以下「会員」という）で組織する。ただし、4号に掲げるものは特別会員とする。

- (1) 府市町村、又は、府市町村が管理する体育施設
- (2) 公益法人が所有し、又は管理する体育施設
- (3) 会社、事業所等が管理する体育施設
- (4) 体育施設に関係のある事業を行う団体、又は協会の趣旨に賛同するもの

(役員)

第 7 条 協会に、次の役員を置く。ただし、必要に応じ、委員を置くことができる。

- | | | | | | |
|---------|-----|-----------|-----|-------------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | (2) 副 会 長 | 2 名 | (3) 顧 問 | 若干名 |
| (4) 参 与 | 若干名 | (5) 理 事 長 | 1 名 | (6) 副 理 事 長 | 1 名 |
| (7) 理 事 | 若干名 | (8) 監 査 | 2 名 | (9) 幹 事 | 若干名 |

2. 会長、副会長、顧問、参与は、それぞれの総会において推薦により決定する。

3. 理事は、第 6 条 1 号に掲げる若干名、第 6 条 2 号、3 号及び 4 号から掲げるものから若干名選出する。

4. 理事長、副理事長は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

5. 監査は、総会において選任する。

6. 幹事は、会長が委嘱する。

7. 委員は、会員の互選により選出し、会長が委嘱する。

(役員職務)

第 8 条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

3. 理事長は、会長及び副会長を補佐し、日常の業務を掌理する。

4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるときはその職務を代理する。

5. 理事は、理事会を構成し、協会の運営について議決し、執行する。

6. 監査は、協会の会計を監査する。

7. 幹事は、会長の命を受けて協会の事務を処理する。

8. 委員は、会長の命を受けて、担当事業の運営にあたる。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は 2 年とする。ただし、補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。

(会 議)

- 第 10 条 協会の会議は、総会及び理事会とする。
- 2 . 総会は、会員及び役員で構成し、会長がこれを召集し、主宰する。
 - 3 . 総会は年 1 回とし、必要に応じて臨時総会を召集することができる。
 - 4 . 総会は、会員及び役員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
 - 5 . 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 . 理事会は、会長が必要に応じて召集し、主宰する。
 - 7 . 第 4 項及び第 5 項の規定は、理事会に準用する。

(総会の権限)

第 11 条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
- (3) その他協会の事務に関する重要事項

(負担金)

第 12 条 会員は、毎事業年度、別表に定める負担金を納付しなければならない。

(経 費)

第 13 条 協会の経費は、次に掲げるものをもってこれに充てる。

- (1) 負 担 金
- (2) 寄 付 金
- (3) その他の収入

(事業年度)

第 14 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 15 条 協会は、毎年事業年度当初に事業計画及び予算を作成しなければならない。

(決 算)

第 16 条 協会は、毎年事業年度の決算を翌年事業年度の 5 月 31 日までに完結しなければならない。

(施行細目)

第 17 条 規約の施行については必要事項は、会長が決める。

附 則

- 1 . (財) 日本体育施設協会の維持会員となる。
- 2 . 昭和 43 年 5 月 1 日施行
昭和 43 年 5 月 27 日一部改正
昭和 46 年 4 月 14 日一部改正
昭和 47 年 5 月 11 日一部改正
昭和 49 年 11 月 22 日一部改正 ただし、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する
昭和 55 年 6 月 24 日一部改正
平成 8 年 2 月 16 日一部改正 ただし、平成 8 年 4 月 1 日から施行する

別 表 負 担 金

区 分	金 額 (円)	区 分	金 額 (円)
京 都 府	40,000	公 益 法 人 等	6,000
京 都 市		会 社 ・ 事 業 所 等	
市 町 村	6,000	特 別 会 員	15,000

平成19年度 京都府体育施設協会事業計画

1 講習会・研修会の開催

- (1) 第27回近畿地区体育施設研究協議大会
実施日 平成19年11月16日(金)
場 所 平安会館
内 容 講演、研究協議会等

- (2) 講演会
実施日 平成20年3月上旬予定
場 所 京都市

2 会議

- (1) 第1回理事会・総会
実施日 平成19年6月11日(月)
場 所 京都府立体育館

- (2) 第2回理事会
実施日 平成20年3月上旬予定
場 所 京都市

3 体育・スポーツに関する情報の提供

- (1) 講習会・研修会(日体施及び京体施主催)に関するもの

- (2) 事業並びに施設・設備に関するもの

- (3) 「国立競技場」等パンフレットや冊子の配付

京都府体育施設協会 平成19年度一般会計予算

(収入の部)

科 目	19年度予算	18年度予算	備 考
会 費	(円) 317,000	(円) 311,000	6,000円×37 15,000円×1 40,000円×2
雑 収 入	50,001	50,001	日体施保険加入報償金 50,000円 銀行利息 1円
前年度繰越金	150,085	126,034	
合 計	517,086	487,035	

(支出の部)

科 目	19年度予算	18年度予算	備 考
分 担 金	(円) 110,000	(円) 110,000	日体施会費 100,000円 近体施分担金 10,000円
事 業 費	170,000	100,000	近畿地区体育施設研究協 議大会へ(150,000円)
旅 費	30,000	30,000	会議、打合せ等
需 用 費	25,000	25,000	消耗費等
使 用 料	55,000	55,000	会場費等
役 務 費	70,000	65,000	郵送料等
予 備 費	57,086	102,035	
合 計	517,086	487,035	